

京都市円山公園条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第 77号）  
（建設局みどり政策推進室）

指定管理者に京都市円山公園の管理を行わせるとともに、同公園を利用するものが、業として写真又は映画を撮影する場合における利用料金を指定管理者の収入として收受させることとする必要があるため、京都市円山公園条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市円山公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第77号

京都市円山公園条例の一部を改正する条例

京都市円山公園条例の一部を次のように改正する。

第5条を第11条とし、第4条の次に次の6条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 公園の管理（公園のうち市長が指定する区域の管理を除く。）は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 公園の供用に係る業務
- (2) 公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(行為の制限)

第6条 京都市都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）第3条第1項第1号に掲げる行為をしようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。）、行為の内容その他別に定める事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 第1項の規定による許可を受けたものは、許可を受けた事項を変更しようとするときは、その変更の内容を記載した申請書を指定管理者に提出して、その許可を受けなければならない。

4 指定管理者は、第1項又は前項の許可の申請があつた行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 指定管理者は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

6 第1項又は第3項の許可を受けたものは、都市公園条例第3条第1項又は第3項の規定による許可を受けたものとみなす。

(利用料金)

第7条 公園を利用するもの（以下「利用者」という。）のうち、前条第1項又は第3項の許可を受けたものは、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用者は、電気又は水道を特別に利用したときは、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(都市公園条例の適用)

第10条 公園に対する都市公園条例の適用については、同条例第13条中「この条例」とあるのは、「この条例及び京都市円山公園条例」とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

区 分	単 位	利 用 料 金
業として行う写真撮影	1回につき	3,800 円
業として行う映画撮影	1時間	7,800

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市円山公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規

定による京都市円山公園（以下「公園」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に公園の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公園において改正後の条例第6条第1項に規定する行為をしようとするもののうち、施行日前に京都市都市公園条例第3条第1項又は第3項の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、改正後の条例第6条第1項又は第3項の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 4 施行日以後に公園において改正後の条例第6条第1項に規定する行為をしようとするもののうち、施行日前に京都市都市公園条例第3条第1項又は第3項の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けたものとみなす。この場合において、改正後の条例第7条第1項の規定は、適用しない。

（建設局みどり政策推進室）